▼ 広報かながわ広域連合 第22号

今号のポイント!

- ◆新しい被保険者証について……………1ページ
- ◆平成30・31年度の保険料率について……2ページ
- ◆制度の変更について……………………………3~4ページ (保険料軽減制度・所得区分・高額療養費の自己負担限度額)

8月1日までに新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)をお送りします

現在お使いいただいている保険証 (桃色) の有効期限は平成 30 年7月31日です。8月以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

被保険者の皆さんには平成30年8月1日からお使いいただく新しい保険証(だいだい色)を市区町村から7月中に書留郵便で郵送します。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

現在お使いの保険証 (桃色) は平成 30 年8月1日からお使いいただくことができませんので、8月1日以降にお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご返却いただくか、個人情報に注意して処分してください。

新しい保険証はだいだい色です!

旧 保険証 平成30年7月まで (桃色) 新 保険証

平成30年8月から (だいだい色)





	後期高齢者医療被保険者証				
	<u> </u>	有効期	限 平成32年7月31日		
被	保険者	番号	1 2 3 4 5 6 7 8		
被保	住	所	○○市○○町○○番○○号		
険	氏	名	広域 太郎	男	
者	生 年	月日	昭和○○年○○月○○日		
資	格取得年	F月日	平成○○年○○月○○日		
発	効 其	明 日	平成○○年○○月○○日		
交	付 年	月日	平成○○年○○月○○日		
<u>ー</u> の	部負	担金	※ 割		
並	険なの名	保険	3 9 1 4 ○ ○ ○ 神奈川県後期高齢者医療広域	連合	
び	_			印	

平成30・31年度の保険料率について

平成30・31年度の保険料率について、「高齢者の医療の確保に関する法律」第104 条に基づき、当該2年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで算定しました。

医療費の増加が見込まれることや後期高齢者負担率※」が引き上げられたことは、保険 料率上昇の要因となりますが、平成 28・29 年度に生じた剰余金 140 億円を活用した ことで、平成30・31年度の保険料率を引き下げることができました。

新しい保険料率は、3月の広域連合議会で決定されました。

平成28・29年度の保険料率 均等割額 43,429円 所得割率 8.66%



平成30・31年度の保険料率

均等割額 所得割率

41.600円(全国平均 45,116円) 8.25%(全国平均 8.81%)

※1後期高齢者負担率とは…

窓口での自己負担を除いた医療費のうち、被保険者の皆さんが負担する保険料でまかなう割合が、 後期高齢者負担率です。制度発足時(平成20年)には10%でしたが、その後、保険料率改定の都度、 現役世代の負担が増加していることを考慮して見直され、今回の算定においては、11.18%(前回は 10.99%) となりました。

●詳しい算定方法については、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページ (https://www.union.kanagawa.lg.jp/)の「保険料について」のページに掲載しています。

保険料の計算方法について

年間保険料額は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所 得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

なお、年間保険料額の上限は62万円となります。

年間保険料額 (上限62万円)

均等割額 (41.600円)

所得割額 (賦課のもととなる所得金額※2×8.25%)

※2 賦課のもととなる所得金額とは…

前年の総所得金額等(総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期(短期)譲渡所得金額等 の合計)から、基礎控除33万円を控除した額です。

- ●保険料は、毎年度4月1日を基準日として、被保険者個人単位で計算します。 (世帯の総所得金額等に応じて、保険料が軽減となる場合があります。) 計算した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となります。
- ●年度の途中で被保険者になった場合は、資格取得日が基準日となり、その月から月割りで計算されます。
- ●保険料決定後に、前年所得の更正があった場合は再計算を行います。
- ●決定された保険料額の通知(保険料額決定通知書)は、お住まいの市区町村から納入通知書とともに 送付します。

《 平成30年度の保険料軽減制度の見直しについて 》

後期高齢者医療制度では、以下のとおり、低所得者への負担軽減の観点(①)および負担能力に応じ た負担を求める観点(②、③)から、平成30年度の保険料軽減制度が見直されました。

①均等割額の軽減判定所得基準の見直しについて

世帯の総所得金額等に応じ、均等割額の軽減制度があります。平成30年度より、判定基準の一部が見直され ました。

均等割額軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		
均等前俄鞋/	平成30年度以降	平成29年度	
5割	33万円+(27万5千円 ×当該世帯に 属する被保険者数) 以下	33万円+(27万円 ×当該世帯に属す る被保険者数) 以下	
2割	33万円+(<u>50万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数) 以下	33万円+(49万円 ×当該世帯に属す る被保険者数) 以下	

②所得割額の軽減の見直しについて

保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から基礎控除額(33万円)を控除した額)が58万円以下 の方に、特例として実施していた所得割額の軽減措置が、平成30年度より、軽減なしに見直されました。

	平成30年度以降	平成29年度	
所得割額軽減割合	<u>軽減なし</u>	2割	

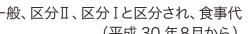
③被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減の見直しについて

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済 組合の被扶養者であった方は保険料が軽減されます(国民健康保険・国民健康保険組合の加入者だった方は対 象外です。)。対象となる被保険者への均等割額の軽減割合が、平成30年度については、5割に見直されました。

	平成30年度	平成29年度	
均等割額軽減割合	<u>5 割</u>	7割	

- ●所得割額については、制度に加入した月から負担はありません。
- ●所得に応じた軽減で、均等割額の軽減割合が8.5割または9割に該当する場合は、そちらが優先されます。
- ●平成31年度以降は、加入後2年間を経過する月までの期間に限り、均等割額の軽減割合が5割になります。

所得区分の変更について



下表のとおり現役並み所得者Ⅲ、現役並み所得者Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ、一般、区分Ⅱ、区分Ⅰと区分され、食事代 などの負担額及び月の自己負担限度額に違いがあります。 (平成30年8月から)

目己負担割合		所得区分	判定基準		
3割	課税	現役並み(Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ)	市町村民税課税所得が 145 万円以上の被保険者本人および同一世帯に属する被保険者 (注)基準収入額適用申請をすることにより自己負担割合が 1 割になる場合があります。		
		一般	現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の被保険者		
	非課稅	区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	世帯の全員が市町村民税非課税の方(区分 I 以外の被保険者)		
1割		区分 [(低所得者 [)	●世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得 (年金収入は控除額80万円で計算)が0円となる被保険者 ●世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、被保険者本人が 老齢福祉年金を受給している方(区分 I 老齢福祉年金受給者)		

《 高額療養費の自己負担限度額引き上げについて 》

1高額療養費について

ひと月(同月内)に窓口でお支払いいただく、医療保険上の医療費の自己負担額が高額になったとき、決められた上限額(自己負担限度額)を超えた分を「高額療養費」として払い戻す制度です(自己負担額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。)。

自己負担限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。

②自己負担限度額引上げについて

医療保険制度の持続可能性を高めるため、世代間世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月診療分より自己負担限度額が上がります。 なお、非課税の方については、引上げはありません。

3)自己負担限度額(月額) ●濃い青色部分が変更点です。

元组成八	自己	平成30年8月診療分から		(平成29年8月診療	現行 9年8月診療分から平成30年7月診療分まで)	
所得区分 	負担 割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並みⅢ (課税所得690万円 以上)	3割	252,600円+ (総医療費 -842,000円) ×1% 〈多数回 140,100円〉** ² 167,400円+ (総医療費 -558,000円) ×1% 〈多数回 93,000円〉** ²			80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〈多数回 44,400円〉 ^{※2}	
現役並み II (課税所得 380万円 以上)	3割			57,600円		
現役並み I (課税所得 145万円 以上)	3割	(総医療費	B0,100円+ {-267,000円) ×1% 回 44,400円〉** ²		(夕奴巨 44,4001]/	
一般 (課税所得145万円 未満) ^{※ 1}	1割	18,000円 ^{※3}	57,600円 〈多数回44,400円〉 ^{※2}	14,000円 ^{※3}	57,600円 〈多数回 44,400円〉 ^{※2}	
区分 Ⅱ (住民税非課税世帯)	1割	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	
区分 I (住民税非課税世帯・ 年金収入80万円以下 など)	1割	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円	

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)で、基準収入額適用申請にて自己負担割合が1割になった場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
- ※2 〈 〉内の金額は、過去 12 カ月の自己負担限度額を超えた給付を 3 回以上受けた場合、4 回目以降の給付の際に適用される自己負担限度額です(多数回該当)。ただし、「外来(個人単位)の限度額」による給付は、多数回該当の回数に含みません。なお、平成 30 年8月診療分からは現役並み所得の「外来(個人単位)」が廃止されるため、現役並み所得の方は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯単位)」の自己負担限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。
- ※3 計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日)のうち、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円となります(基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分である方が対象)。
- (注)月の途中で 75 歳の誕生日を迎える方は、誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度(国民健康保険・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を、上表の額の 2 分の 1 に減額します(1 日生まれの方を除きます。)。

医療費通知について

ご自身の健康に関心を持っていただくとともに、後期高齢者 医療制度に理解を深めていただくため、保険診療で医療機関な どを受診した方を対象に、年2回、医療費のお知らせの通知を お送りしています。

通知には、受診年月、医療機関等名称、診療区分、診療回(日)数、保険診療で支払った医療費の額等を記載しています。 対象診療月中に医療機関等を受診していない場合はお送りしていません。

この通知は、医療費を請求したり、還付金を給付したりするものではありませんので、通知の受け取り後、特にご自身で手続きをしていただくことはありません。



- ※医療費通知を送らなくてもよいという方は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当に ご連絡ください。
- ※平成30年分から記載項目を一部改定し、この通知を確定申告(医療費控除)の際の添付書類として使用できるようにします。
- ※医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中等の理由により、一部の受診記録が記載されていない場合があります。

	発送月	対象診察月
1回目	1月末頃	前年1月から10月まで
2回目	3月末頃	前年11月から12月まで

確定申告の締め切りに2回目の医療費通知は間に合いません。

1回目の医療費通知に反映されていない分の医療費については、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費の領収書は確定申告期限等から5年間保存する必要があります。)。

《 ジェネリック医薬品に切り替えませんか?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは先発医薬品の 特許期間終了後に製造・販売される医薬品で、先発医薬 品と同等の有効成分を持っていて、一般的に安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担も軽くなるほか、医療費を支える保険料の増加抑制にもつながります。

なお、ジェネリック医薬品がない薬や医師の判断により 切り替えることができない場合があります。

また、ジェネリック医薬品に切り替えても安価とならないこともありますので、ジェネリック医薬品への切り替えを 希望される場合は、必ず医師や薬剤師にご相談ください。



広域連合の議会から

- 名 称 平成30年第1回定例会
- 開催日 平成30年3月27日(火)
- 出席議員 18名
- ●主な議案

平成30年度予算(一般会計・特別会計) 後期高齢者医療に関する条例の一部改正



議会審議の様子

※詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

こんな質問がありました

Q これまでの広域連合の保健事業をどう評価しているのか。 質問 また、今後どのように事業を進めていくのか。

平成27年度から、重複投薬者の訪問指導や、75歳の年齢到達者を対象に歯科健康診査事業を開始し、本年度からは、糖尿病性腎症重症化予防事業を開始するなど、被保険者が在宅で自立した生活ができる期間の延伸など、QOL(Quality of life)向上と医療費適正化に努めてきました。引き続き、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めるとともに、医療費の適正化の推進を図り、効果的な保健事業を行う必要があると考えています。

今後の展開については、高齢者の心身の特性を踏まえた保健事業を推進するため、県立保健福祉大学や国民健康保険団体連合会と連携し、健康診査の結果やレセプト情報の分析とそれに基づく各種データの活用を図るとともに、既存事業の対象者の範囲拡充や対象地域の拡大により、効果的な事業の推進を図ります。

Q

新規に保健師を配置し、被保険者の健康づくりをどう推進するのか。



以前から専門職である保健師の配置を検討していましたが、本 年4月から非常勤職員として2名雇用することとしました。

保健師の業務としては、高齢者の特性を踏まえた保健事業推進のため、専門的知識を活かし、健康診査項目の検証や糖尿病性腎症をはじめとする重症化予防事業対象者のフォローアップ、市町村の保健師との連携・調整等を図り、事業の推進を支援していきます。

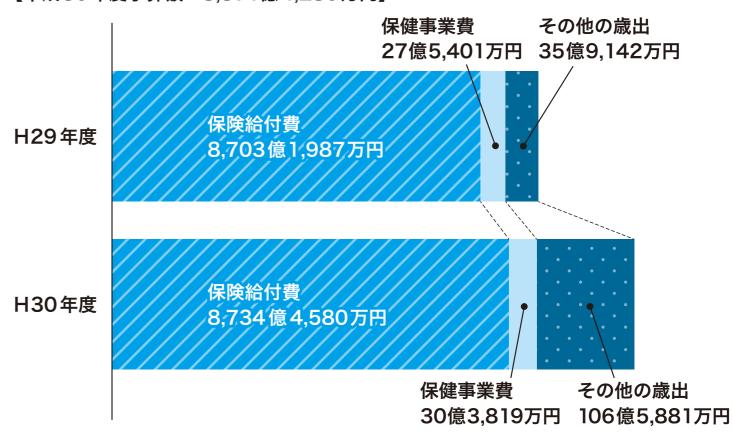
次の議会は、平成30年8月の予定です。

平成30年度予算が決まりました

①後期高齢者医療特別会計予算について

被保険者数の増加等により、29年度当初予算額に比べて、104億7,749万円(1.2%)増の8,871億4,280万円となりました。

【平成30年度予算額:8,871億4,280万円】



②一般会計予算について

被保険者証(保険証)一斉更新に係る経費や電算処理システム機器類更改による経費の増加等により、29年度当初予算額に比べて、5億9,301万円(20.3%)増の35億1.536万円となりました。

●予算の詳しい内容については、神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページ (https://www.union.kanagawa.lg.jp/)の予算のページに掲載しています。

登録モニターを募集しています

広域連合では登録モニターを随時募集しています。

登録モニターの皆さんには電話や郵送でのアンケートを通して、ご意見やご提案をいただき、後期高齢者医療制度の運営に活かしています。

ご興味のある方は、広域連合事務局 企画課 企画情報係 (**②**0570-001120 または**②**045-440-6700) までお問い合わせください。



長寿健康コーナー

熱中症は予防が大切

初夏や梅雨明け、あるいは夏休み明けなど、からだが暑さに慣れていないのに気温が急に上昇するようなときは、熱中症になる危険があり、その対策として予防が一番大事です。

暑さを避ける、服装を工夫する、こまめにスポーツドリンクなどを補給するなどが大切だということを聞いたことがあると思いますが、ポイントは「環境」と「からだ」と「行動」の3つの「K」であると覚えておきましょう。



「環境」とは、気温や湿度、あるいは風通し、「からだ」とは、水分の摂取状況や十分な睡眠、栄養などの日頃からの体調管理、「行動」とは、屋内か屋外かによらず長時間の作業や激しい運動、あるいは水分補給できない制約などのことを言います。

自分は大丈夫、と思う前に「環境」と「からだ」と「行動」の3つの「K」を思い出して、熱中症からしっかり身を守る対策を忘れないようにしましょう。

川崎市保健所長(医師) 田崎 薫

還付金等サギ急増中!!

こんな電話は要注意!全部ウソ!!

- ■子・孫が、「**大事な書類と携帯電話が入ったカバンを失くした。」**
- ■警察官が、「キャッシュカードを**預かります。」**
- ■銀行員が、「あなたの口座情報がもれてます。」
- ■役所職員が、「ATMで医療費の払戻し手続ができます。」

被害に遭わないためには ...

- ●家族との間で**合言葉**を決めたり、警察や役所に相談する。
- ●第三者に**現金やキャッシュカード**を渡さない。

